

苫小牧工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則

規則第122号
制 定 令和7年12月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するネーミングライツ事業及び広告事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- 二 命名権等 事業者等が本校の施設等に法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与する権利（以下「命名権」という。）及び広告を掲示する権利（以下「広告権」という。）をいう。
- 三 ネーミングライツ事業 契約により本校が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用して本校の教育研究環境の向上を図る事業をいう。
- 四 広告事業 契約により本校が事業者等に対して施設等への広告掲示を認め、広告権を得た事業者等（以下「広告パートナー」という。）からその対価（以下「広告料」という。）を活用して本校の教育研究環境の向上を図る事業をいう。

(事業の目的)

第3条 ネーミングライツ事業及び広告事業は、本校との契約により施設等の名称に愛称等を付与又は広告掲示を認める代わりに、命名権等を取得した事業者等からその対価（ネーミングライツ料又は広告料、もしくはその両方）を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、独立行政法人国立高等専門学校機構法に規定された業務の範囲内の取組として、本校の教育研究環境を向上させることを目的とする。

(事業の基本原則)

第4条 ネーミングライツ事業及び広告事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な

信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業及び広告事業の実施にあたっては、本校の教育理念や地域性に配慮し、国立高等専門学校の施設としてふさわしい愛称等とする。
- 3 本校はネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称等を積極的に使用するものとする。ただし、本校の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。
- 4 原則として、本校はネーミングライツ事業を導入した施設等の名称については、契約期間中の変更を行わないこととする。

(命名権等の付与期間)

第5条 命名権等を付与する期間は、原則として、3年以上5年以内とし、個々の契約毎にこれを定める。

(審議機関)

第6条 ネーミングライツ事業及び広告事業の実施に必要な事項は、苫小牧工業高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(ネーミングライツパートナー及び広告パートナーに付与する権利)

第7条 本校が契約に基づき事業者に付与する権利は、次に掲げるとおりとする。

- 一 ネーミングライツパートナーは、命名権を行使し施設等に愛称等を付与できる他、施設等に愛称等及び広告（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を掲示できる。
- 二 広告パートナーは、広告権を行使し施設等に広告（法人名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を掲示できる。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業及び広告事業の実施にあたっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- 一 募集については、ウェブサイト等により広く行うものとする。
 - 二 ネーミングライツ事業及び広告事業の募集に必要な事項については、募集の都度、募集要項において定める。
- 2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツ事業及び広告事業を決定することができる。
- 一 本校との共同研究と直接関連する施設等に係るネーミングライツ事業及び広告事業であって、当該共同研究の相手方又はこれらに準ずる者以外にネーミングライツ事業

及び広告事業を実施させることが、本校及び当該共同研究の相手方にとって不都合である場合

二 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業又は広告事業が実施できない場合

(応募資格)

第9条 ネーミングライツ事業及び広告事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 三 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 四 社会問題をおこしているもの
- 五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- 六 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 七 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- 八 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- 九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- 十 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十一 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十二 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツパートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(応募)

第10条 ネーミングライツ事業及び広告事業に応募する者は、応募する事業区分に応じ、ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- 一 事業者等の概要を記載した書類
- 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類

- 三 事業者等の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- 四 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- 六 愛称等の掲示の原案図、設計図又は広告の原案図、設計図
- 七 その他募集要項において必要とする書類

（使用できない愛称等及び広告）

- 第11条** ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、次に掲げる愛称等及び広告は使用することができない。
- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 三 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - 四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - 五 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - 六 著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - 七 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
 - 九 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - 十 酒の広告や飲酒を促すもの
 - 十一 たばこの広告や喫煙を促すもの
 - 十二 社会問題の主義及び主張に関するもの
 - 十三 個人の名刺広告に関するもの
 - 十四 その他表記する愛称等及び広告として適当でないと認められるもの

（ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの選定）

- 第12条** 校長は、第10条に規定する書類を受理した場合は、委員会の審議を経て、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーを決定する。
- 2 委員会は、前項の審議において、応募の趣旨、愛称等の案、命名の理由、ネーミングライツ料、命名権付与期間及び本校における効果等を総合的に勘案して、選考するものとする。
- 3 校長は、第10条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・広告事業パートナー決定通知書（別紙様式第2号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業・広告事業パートナー不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知しなければならない。

(契約)

第13条 校長は、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの決定通知後、速やかに契約担当役（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。）に採用決定者との契約を締結させるものとする。

(費用負担)

第14条 ネーミングライツ事業に係る施設の愛称等の掲示及び広告事業に係る広告の掲示及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了、及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが負担するものとする。ただし、第19条第1項第6号による場合はこの限りではない。

(ネーミングライツ料及び広告料の納入)

第15条 ネーミングライツ料及び広告料は、本校が指定する期日までに本校が発行する請求書により年度ごとに一括して、本校が指定する銀行口座に納入しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項の期日までにネーミングライツ料及び広告料を納入しないときは、納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に民法所定の利率を乗じて計算した金額に相当する延滞料を納入しなければならない。

3 校長は、第1項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称等変更の禁止)

第16条 命名権等を付与する期間内における愛称等の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの責務)

第17条 ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、愛称等及び広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、愛称等の表示により第三者に生じた損害については、自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任を負うものとする。

3 ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、命名権等の権利について、第三者への譲渡や転貸等を行うことができない。

(契約解除の申し出)

- 第18条** ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの都合により、ネーミングライツ事業、広告事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。
- 2 ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、事業区分に応じ、ネーミングライツ事業・広告事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(命名権等の取消し)

- 第19条** 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て、命名権等の付与を取り消すことができる。
- 一 請求書により定められた期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。
- 二 ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが、第9条の応募資格を満たさなくなつたとき。
- 三 ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが、法令及び要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 ネーミングライツパートナー又は広告パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 五 前条第2項の規定により、命名権者から契約解除の申出があつたとき。
- 六 本校の都合により、又は双方の責めに帰さない事由により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となつたとき。
- 七 その他校長が命名権等の決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 校長は、前項の規定により命名権等の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業・広告事業契約解除通知書（別紙様式第5号）によりネーミングライツパートナー及び広告パートナーに通知するものとする。

(ネーミングライツ料及び広告料の返還)

- 第20条** 前条第2項の規定により命名権等の付与を取り消した場合、第15条の規定により既に納入されたネーミングライツ料又は広告料については、次項の場合を除き返還しないものとする。
- 2 前条第1項第6号の規定により本校が契約を解除した場合は、ネーミングライツ料及び広告料の全部又は一部を返還する。

(事務)

- 第21条** ネーミングライツ事業及び広告事業に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業及び広告事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年12月23日から施行する。

別紙様式第1号（第10条関係）

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
苫小牧工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所

名 称

代表者（役職・氏名）

印

ネーミングライツ事業・広告事業 実施申込書

苫小牧工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第10条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

なお、本申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業
希望対象施設	・ネーミングライツ事業は別添資料の施設名、広告事業は広告希望場所
応募の趣旨	・貴社の事業内容や今後の方向性 ・本校のネーミングライツパートナー又は広告パートナーとなる目的 (教育研究環境の向上に資すると考える点など) ・対象施設を希望する理由
愛称等の案※	
愛称等の理由 ※	
料 金	円 (年額／税別)
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
本件担当者 連絡先	部 署 名
	職 ・ 氏 名
	T E L ／ F A X
	メールアドレス

※印の欄はネーミングライツ事業応募者のみ記入のこと。

【添付書類】

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 事業者等の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) 愛称等の掲示の原案図・設計図、広告の原案図・設計図

別紙様式第2号（第12条関係）

苦高専総第 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
苦小牧工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業・広告事業 パートナー決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました事業について、次のとおり採用することを決定しましたので、苦小牧工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第12条第2項の規定により通知します。

対象事業	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業	<input type="checkbox"/> 広告事業
対象施設等		
愛称等※		
料金		円 (年額／税別)
契約期間	年 月 日から	年 月 日まで

※上記の料金に消費税及び地方消費税を加算した額を、本校が指定する銀行口座に納入してください。また、振込手数料はご負担願います。

別紙様式第3号（第12条関係）

苦高専総第　　号
年　　月　　日

○ ○ ○ ○ 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
苦小牧工業高等専門学校長
○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業・広告事業 パートナー不採用通知書

年　　月　　日付けで申込みがありました　　事業について、
誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、苦小牧工業高等専門学校ネーミン
グライツ事業及び広告事業取扱規則第12条第3項の規定により通知します。
また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

別紙様式第4号（第18条関係）

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
苫小牧工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者（役職・氏名） 印

ネーミングライツ事業・広告事業 契約解除申出書

苫小牧工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第18条第2号の規定に基づき、次のとおり事業の契約解除を申し出ます。

対象事業	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業
対象施設等	
愛称等※	
料 金	円 (年額／税別)
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
契約解除の理由	

別紙様式第5号（第19条関係）

苦高専総第　　号
年　　月　　日

○ ○ ○ ○ 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
苦小牧工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業・広告事業 契約解除通知書

年　　月　　日付け苦高専総第　　号で採用の決定があつた事業について、
次の理由により契約解除を決定しましたので、苦小牧工業高等専門学校ネーミングライツ
事業及び広告事業取扱規則第19条第2号の規定に基づき通知します。

対象事業	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業
対象施設等	
愛称等※	
解除日	年　　月　　日
解除理由	